

**木材利用 PR 動画等制作業務委託
提案競技実施要領**

令和 7 年 5 月

福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課

1 業務件名

木材利用 PR 動画等制作業務委託

2 目的

福岡市では、平成 25 年に「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、地域産材（福岡市内及び市近郊で生育・伐採された木材）を活用した公共施設の整備に積極的に取り組んできたところである。

民間施設への木材の利用促進を図るため、市民及び民間事業者を対象に福岡市内及び市近郊における地域産材をはじめとした木材利用の取組みについて、SNS 等を用いて広く発信することにより、市民の木材に対する機運醸成及び木材利用に取り組む事業者を増やすことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 15 日まで

4 履行場所

福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課 外

5 総事業費

6,000,000 円（上限額、消費税相当額含む。）

※上限額を超える場合は失格となる。

6 委託業務内容

資料 2「基本仕様書」のとおり

7 提案内容及び要領

別紙 2 仕様書及び別紙 3 評価表の内容を確認のうえ、以下の項目について「事業提案書」に記載し提出すること。

（１）木材利用促進の情報発信に効果的な動画及び写真

- ・ 目的を踏まえた効果的な動画及び写真を提案すること。
- ・ 活用媒体のアスペクト比も踏まえて提案すること。
- ・ 想定する動画のクオリティ（使用するアニメーションや CG 技術等）について、受託する場合に制作する動画と同水準のイメージカットを用いて提案すること。

（２）様々な場面で活用できる広報媒体

- ・ どのような場面で活用する広報媒体が具体的に提案すること。
- ・ 木育に関する広報媒体を提案すること。

（３）SNS（インスタグラム）を活用した効果的な情報発信に関する手引き

- ・ SNS に不慣れな人でも継続して使用し続けることができる内容を提案すること。
- ・ 情報発信に効果的な手法、ハッシュタグ等について提案すること。

(4) その他の提案事項（独自提案）

・上記のほか、情報発信に効果的な内容を具体的に提案すること。

(5) 実現可能な業務推進体制とスケジュールについて提案すること。

8 特記事項

(1) 「6 委託業務内容」を実施するために必要な経費は、すべて「5 総事業費」に含まれるものとして、見積書に記載すること。

(2) 1 事業者 1 提案とし、1 事業者から複数の提案は認めない。

(3) 著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理することを前提に提案すること。

9 スケジュール

(1) 公募開始 令和 7 年 6 月 6 日（金）

(2) 質問締切 令和 7 年 6 月 13 日（金）17 時まで※回答は 6 月 16 日 17 時までにを行う予定

(3) 申込締切 令和 7 年 6 月 18 日（水）17 時まで※辞退届は 6 月 20 日 17 時まで

(4) 提案締切 令和 7 年 7 月 1 日（火）17 時まで

(5) プレゼンテーション 令和 7 年 7 月 14 日（月） 予定

(6) 結果通知 令和 7 年 7 月 16 日（水） 予定

(7) 契約締結 令和 7 年 7 月 23 日（水）以降 予定

※説明は実施しない

10 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている

者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 共同提案の場合は上記(1)～(7)をすべて満たし、本提案への単独又は他提案者との共同提案を行っていないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

11 質疑

提案にあたり疑義が生じた場合は、**令和7年6月13日(金) 17時まで**に、提案競技質問書(様式1)に記載の上、Eメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。質問への回答は、**令和7年6月16日(月) 17時まで**に福岡市ホームページに掲載する。

(1) 質問提出先

福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課 担当：三村、比田勝

Eメール：morizukuri.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-711-4846

(2) 回答の掲載場所

福岡市ホーム> 創業・産業・ビジネス> 入札・契約・公募

> 各所管課が公募する競争入札、提案競技等

12 参加申込

参加を希望する場合は、参加資格を確認し、以下のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 参加申込書の提出期限・提出方法

令和7年6月18日(水) 17時までに、郵送(必着)または持参すること。

郵送の場合は、特定記録又は簡易書留とすること。持参の場合は平日9時～17時とする。

(2) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14階

福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課 担当：三村、比田勝

(3) 提出書類及び部数

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。JVとして参加する場合は、代表事業者を決定するとともに、②から⑩を全ての構成員が提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式 2 - 1）

② 登記事項証明書（法人の場合）

注 1）法務局発行の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注 1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注 2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注 3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税に係る徴収金（市町村税及び延滞金等）を滞納していないことの証明書

注 1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、（様式 2 - 2）を提出すること。

注 2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税に係る徴収金の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注 2）証明書の種類は「納税証明書（その 3）、（その 3 の 2）又は（その 3 の 3）とする。

⑥ 委任状（様式 2 - 3）

注 1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式 2 - 3 により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式 2 - 4）

注 1）代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式 2 - 5）

注 1）代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注 2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。

注 3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1）法人の場合は、直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注 2）個人の場合は、様式 2 - 6 をもとに作成のうえ提出すること。

⑩ 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）

13 参加辞退

提案競技参加申込書等を提出した後で、参加を辞退する場合は、以下のとおり参加辞退届（様式3）を提出すること。

（1）提出期限・提出方法

令和7年6月20日（金）17時までに、郵送（必着）または持参すること。

郵送の場合は、特定記録又は簡易書留とすること。持参の場合は平日9時～17時とする。

（2）郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14階

福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課 担当：三村、比田勝

14 事業提案書の提出

（1）提出期限・提出方法

令和7年7月1日（火）17時までに、郵送（必着）または持参すること。

郵送の場合は、郵送した旨を電話で連絡すること。持参の場合は平日9時～17時とする。

（2）郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 14階

福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課 担当：三村、比田勝

（3）提出書類等

① 事業提案書（様式は自由、A4サイズ、横書き、表紙を除き15ページ以内）

② 見積書（事業者名、押印なし）

※①、②は1つにまとめて提出すること。

※①、②は全体にわたって参加事業者名が分からないようすること。

③ 見積書（事業者名記載、押印）

（4）提出部数

①、②は正本1部、副本7部、③は1部

（5）その他

① プレゼンテーションは、提出された事業提案書をもとに行うこと。その際、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、事業提案書の提出時に申し出ること。

② 提出期限までに書類の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。

15 プレゼンテーション及び評価

（1）プレゼンテーション

事業提案書等の提出があった事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する者が行うこと。

詳細な時間・場所は、後日、対象事業者にもEメールで通知する。

① 日時：令和7年7月14日（月）（予定）

② 場所：福岡市役所15階 会議室（1502）予定

③ 説明：時間は30分（説明20分・質疑応答10分）※出席者は1団体2名までとする。

(2) 評価

資料3「評価表」に示す評価項目について、提案内容がどの程度優れているか福岡市が設置する評価委員会で評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として契約相手候補とする。

16 結果通知と契約

(1) 決定通知：令和7年7月16日（水）（予定） ※Eメールで送付予定

(2) 最優秀提案者と福岡市との間で協議を行い、仕様の詳細を確定し、業務委託契約の締結を行う。

契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

(3) 参加する事業者が1社だけの場合は、評価委員会委員の合計点数が最低基準点60点（全体の60%）以上になったとき、その参加者を契約相手候補とする。

(4) 契約にあたって、選定事業者は、原則として、契約日までに契約保証金（契約金額の10%以上）を福岡市に納付する。（場合によっては、免除となる場合もある）

17 提出書類の取り扱い

(1) 提案書類の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

(2) 提出書類等は返却しない。提出書類等は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。

(4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。

18 欠格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、評価委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

19 その他留意事項及び著作権等の権利の取扱い

(1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。

(2) 審査結果に関する質問には回答しない。

(3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

(4) 事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(5) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に再委託することは禁止する。

(6) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は福岡市に帰属するものとし、福岡市及び各主要事業における二次利用を可能とする。

(7) 制作物の納品方法は、契約時に本市と受託者で協議の上決定する。

(8) 福岡市は制作物を他の広報物に利用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

(9) 受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

20 添付資料

(1) 資料

資料2：基本仕様書

資料3：評価表

(2) 様式

様式1：提案競技質問書

様式2－1：提案競技参加申込書

様式2－2：市税に係る徴収金の滞納状況の確認に関する同意書

様式2－3：委任状

様式2－4：誓約書

様式2－5：役員名簿

様式2－6：個人用財務諸表

様式3：提案競技参加辞退届